

一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により
通告します。

平成 27 年 2 月 19 日

東村山市議会議長様

議席番号 6 番

三浦 浩寿

記

	質問の項目と要旨
1	<p>あなたの頑張り、ちゃんと見てます。 ～縁の下の力持ちにスポットライトを当て、表彰に新たな意義を～</p> <p>某動画投稿サイトで、小泉進次郎代議士が G1 サミット 2013 「G1 新世代リーダー・アワード」を受賞した際のスピーチにおける 1 つ目の提案（お願い）を見て、その通りだと思い、これが市の姿勢や取組みとして導入できないものだろうかと考えて、以下伺う。</p> <p>①当市には東村山市表彰条例及び規則があり、市民表彰についての表彰基準で、在籍又は従事年数の定めがない区分は、善行と公益がある。</p> <p>1) 善行と公益区分以外で表彰を受ける方は年間で平均何人程度か。 2) 善行と公益区分で表彰された方は何人いるか。理由は主に何か、年齢までわかれば伺う。</p> <p>②東村山市から、補助金を受けて活動している団体（NPO 等）の数を伺う。</p> <p>③ ②の団体のうち、総会の開催時に市長へ案内が来る数ほどのくらいか。 （上記①～③は大まかな数字や平均の答弁で構いません）</p> <p>④当市は、表彰条例及び規則の中で規定を明確にしており、公正さを担保する一方で、一定以上の役職や年齢に達しないと選考されづらい面があるのではないかと懸念される。</p> <p>市民活動団体の活動のモチベーションを高めるとともに、市民協働の意識啓発を図ることを目的として、優れた市民活動を行う団体を表彰する自治体も増</p>

加している。

千葉市では、広く市民からの支持を受けている NPO 法人の活動を表彰する、千葉市 NPO 活動大賞を創設し、市民投票と有識者の評価を合わせ、受賞団体を選定している。つまり、あくまで団体に対して、そして投票を伴って表彰対象を決定している。

しかし、団体の活動は、人目に付くか付かないかでその活動の真価が問われるわけでは決してなく、まして認められよう、投票してもらおうということで活動しているわけでもない。

当市でも NPO 等の団体を表彰しているが、同時に大切なのは、その団体に、共感し、携わろう、努力してみようという人の姿勢であり、いかなる役であろうと、従事する一人ひとりが認められる機会を与えられる形の表彰であってほしいと考える。

そこで提案するのが、個人（会員）に対して、所属団体からの推薦で構わないので市に申請して頂く方法である。

頻度や方法、形態等は今後の課題として検討して頂きたいが、会長や役員、理事等、役職を持たない、一般会員を推薦対象とすることを求めるものである。見解を伺う。

⑤肝心なのは、冒頭で挙げたように縁の下の力持ち、目立たないけれども一生懸命汗を流したり、汗を流そうと努力をしている人にスポットを当てることだ。そういう姿勢を市が率先して示すことが肝要であると考え。市長の見解を伺う。

2 公式キャラクター「ひがっしー」の活用法、次なる一手は？

～寄附機能を持たせて地域貢献型キャラクターにバージョンアップ～

平成 26 年 3 月の一般質問で、『「ひがっしー」のお土産商品を今後販売する場合や、既存の商品にひがっしーシールを貼って差別化し、売上げの一部をがんばれ東村山（ふるさと納税）へ寄附するという、いわゆる“寄附付き商品”の取り組みができないか、「ひがっしー」に地域貢献という機能を持たせることはできないか』と質問した。

事例としては、佐賀県が取り組んでいるふるさと応援商品という仕組みがあることを紹介した。ふるさと納税の返礼品という考え方だと、決まった商品に偏ってしまうことがあるが、寄附付き商品の場合、例えば佐賀県では印刷会社

も参加しており、多くの事業者等が参加できるというメリットもある。

参加方法には3種類があり、①事業者等が、事前に寄附金額を上乗せしたシールを購入する方法や、②一商品に対しての寄附金額を事業者側があらかじめ決定する方法、③ふるさと応援商品の企画にまずはエントリーしてもらい、販売の際に「売上げの一部を寄附する」と宣言し、一年に一回寄附する方法があり、いずれも、それぞれの商品にはふるさと応援商品とわかるようにシールを貼り、寄附金は何に使われるのかを明確に示されている。

購入者は煩雑な手続きもせずに、少額から地域貢献をする機会が得られ、寄附金の使途を知ることによって地域に愛着を持つきっかけともなりえる。

参加するかしないかを製造する側や販売する側が選択するということが大前提であるため、地方財政法第四条の五の割当的寄附金等の禁止には抵触しないと考えるが、

①平成26年3月の一般質問後に、検討されたことがあるか伺う。

(割当的寄附金等の禁止)

第四条の五(国の地方行政機関及び裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。)は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金(これに相当する物品等を含む。)を割り当てて強制的に徴収(これに相当する行為を含む。)するようなことをしてはならない。

ひがっしーは、市内の子ども達の投票によって誕生し、イベント出演によって市民に愛される市のキャラクターとなっている、と信じている。ひがっしーのご当地ナンバー交付受付も人気があった。また、市役所、議会等ではポロシャツやストラップの取り組みはしているものの、一般販売グッズは売り切れ状態が続いていたりと限定的であり、やや内輪でやっている感が否めない。

ひがっしーの使用権無料の措置は、当初通り継続して頂いてよいと私は思っているが、同時に、このひがっしーを生かした寄附付き商品制度を導入し、社会貢献型キャラクターとしてバージョンアップをさせてはどうか。

本来、ふるさと納税は、地方間格差や過疎化による格差の是正を目的としており、新たな地域ブランドの育成も期待されるものである。しかし、ふるさと納税というと、最近ではカタログショッピングのような利用方法のされ方

が思い浮かぶ。高所得者の方ほど寄附による税額控除の恩恵を受けやすく、特産品目当ての利用者が多くなることに関しては、本来のふるさと納税の趣旨から外れているのではないかという意見もある。

また、行政サービスを受けていない地方団体に寄附を納める一方で、住所地の地方団体に対しては、行政サービスを受けながらも、負担すべき税の一部しか納めないことは、応益負担の原則に反する。住所地の地方団体の税収が減れば、その団体は、行政サービスの水準を低下させるか、行政サービスの水準を維持するために他の財源を調達しなければならず、住民税の全額を住所地に納めている納税者にとっては明らかに不利益である。

当市としては、渡部市長が12月の答弁でおっしゃっていたように、寄附金によって大きな収入を期待するというのではなく、まちおこしの観点から、市民と市の事業者と行政との協働によって活性化することが望まれる。

そうした考えから、ひがっしーという親しみやすいキャラクターを地域商品等と合わせることにより、事業者、消費者ともに意識が高まる一助となればと期待する。

②ひがっしーに寄附機能を持たせる取組みが実現可能か伺う。

③ひがっしー自身のクリーニング代は、ぬいぐるみやキーホルダー等の売り上げの一部を活用するというように、自分で得るくらいの気概をもってもらいたいが、例えば文房具なら学校や通学路対策の為、地場野菜なら農業支援の為、またひがっしーグッズなら幅広く優しさのある使い道を模索したり、方向を一にした基金のようにしていくことは可能か。

④総括して市長の見解を伺う。